

高松市環境配慮型都市交通計画推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき組織し、高松市環境配慮型都市交通計画推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、人口減少社会や地球環境問題への関心が高まる中、誰もが安全で快適に移動することができるよう、過度に自動車に依存しない交通体系の検討や公共交通の利用促進等について協議し、歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくりに必要な交通体系を構築することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 高松市におけるCO₂の削減目標を掲げる環境配慮型都市交通計画の策定に関すること。
- (2) 環境配慮型都市交通計画の推進方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する学識経験者、交通事業者、商工・経済団体関係者、市民代表、NPO、地方公共団体など、20人以内で組織する。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高松市市民政策部企画課において行う。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年8月1日から施行する。